

只木ゼミ後期第9問検察レジюме(反対尋問)

文責:2班

1. 弁護レジюме 1 頁 19 行目において、責任追及ができない場合文書に対する公共の信用が大きく損なわれるとしているが、ここで弁護側が考える公共の信用の具体的な内容とはなにか。
2. 資格が冒用された場合、一般人から見れば作成者は資格を持つ者になる。ここで文書偽造罪の保護法益に立ち返れば、文書に対する公共の信用はむしろ有資格者であるということになるのではないか。
3. 弁護レジюме 1 頁 30 行目「表示を認識する可能性が生じれば、すでに当該文書に対する公共の信用が損なわれる危険が認められる」とあるが、運転免許証には運転時の携帯義務と警察官の求めに応じて提示する義務とが法定されているところ、運転免許証の携帯も相手に「認識する可能性」を生じさせる行為といえるのではないか。